

令和7年度 宮野小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立宮野小学校は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「宮野小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめ防止等の対策の基本方針

(1) いじめの防止等の対策の基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童生徒にかかわる問題であるという認識に立ち、児童生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを児童生徒が十分理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われているものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条。以下、枠内は法の条文)

2 本校のいじめの実態と課題について

(1)本校の実態

- ・ 令和6年度に発生したいじめには、具体的には、冷やかしやからかい、仲間外れ、叩く蹴るなど相手の嫌がる行為があった。また、悪口や仲間外れの行為等問題解決に時間のかかる事案もあった。
- ・ 全体の傾向として、思いやりを欠く言葉遣いやコミュニケーション不足がみられる。また、些細なことで感情的になり、口論となったり、手足が出る喧嘩に発展したりすることがある。
- ・ 特徴的な行動がある友達に対してからかうような言動がみられる。
- ・ 各種調査において、「学校が楽しくない」と回答している児童や自己肯定感が低い児童が複数名みられる。

(2)本校の課題

- ・ 思いやりを欠く言葉遣いや行動に起因する感情的な争いごとが多いので、指導の場面を適切に捉え、児童の特徴に適したソーシャルスキルトレーニングやエンカウンター、言語環境に留意した教育活動等に努める必要がある。
- ・ 生活規律や学習規律が十分定着していない傾向が見られる。譲り合いながら集団生活を送る、事故やけがから身を守る、主体的に学習に取り組むなどのために守るべきルールやマナーをしっかりと身に付けさせる必要がある。
- ・ 教員による情報モラルに関わる指導時間が、十分確保されていない状況にある。携帯電話(スマートフォン)を所持する児童が徐々に増加している。したがって全学年を対象に、情報モラルに関する具体的・継続的な指導の充実が求められる。同時に、保護者の啓発も必要である。
- ・ 自然に笑顔になれる機会を増やす運営委員会主催の「朝のあいさつ活動」や「ありがとうの花活動」等、いじめの防止に向けて日常的な取組を継続・発展していく。改めて人権週間等では、より意識できるよう、工夫した働きかけを実施する。

3 いじめ防止等の対策の基本的な取り組み

(1)いじめ防止のための取組

- ・ 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。
- ・ いじめの発生における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ・ 児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ・ 道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させる。
- ・ 朝の「ききあいタイム」、読み聞かせ活動等を通して、言葉を尊重する心を

- 育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設ける。
- ・ いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、児童の人権意識の向上を図る。
 - ・ 児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
 - ・ いじめを受けている児童が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
 - ・ 児童会等、児童による自主的な活動を支援し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組みせ、自己指導能力を育てる。
 - ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
 - ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

※参照 9P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめへの対応

- ・ 「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや児童に対する定期的なアンケート調査等を実施することでいじめの早期発見に努める。
- ・ いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげる。
- ・ いじめによるストレスや悩みを抱えている児童は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てる。
- ・ いじめられている児童にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

(3) 早期解決のための取組

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行う。
- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童の保護者の理解を得た上で、当該児童を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童を守る措置を講じる。
- ・ いじめられている児童自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取

り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該児童の登下校の見守り等を行い、当該児童の安全を確保する。

- ・ いじめを行ったとされる児童に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該児童の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をする。
- ・ いじめられている児童といじめを行ったとされる児童それぞれの保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ・ 児童の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

(4) いじめ解消に向けた取り組み

- ・ いじめられていた児童が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくることとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整える。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援する。
- ・ 重大事態が発生した場合は、「重大事態への対処」のとおり対処する。

(5) インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ 児童や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じる。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知する。
- ・ 児童に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求める。

※参照 ① 6P【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 7P【表1 校内役割分担表】

③ 8P【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

④10P【図3 いじめ・不登校への対応フローチャート】

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又は、その学校による対処)

第28条 学校の設置者又は、その設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な損害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は、この目安にかかわらず迅速に着手する必要がある。)

※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。
- ・ 申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。
- ・ 学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて、市長へ事が発生した皆を報告する義務がある。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告する。

図1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（法第22条に基づく組織）

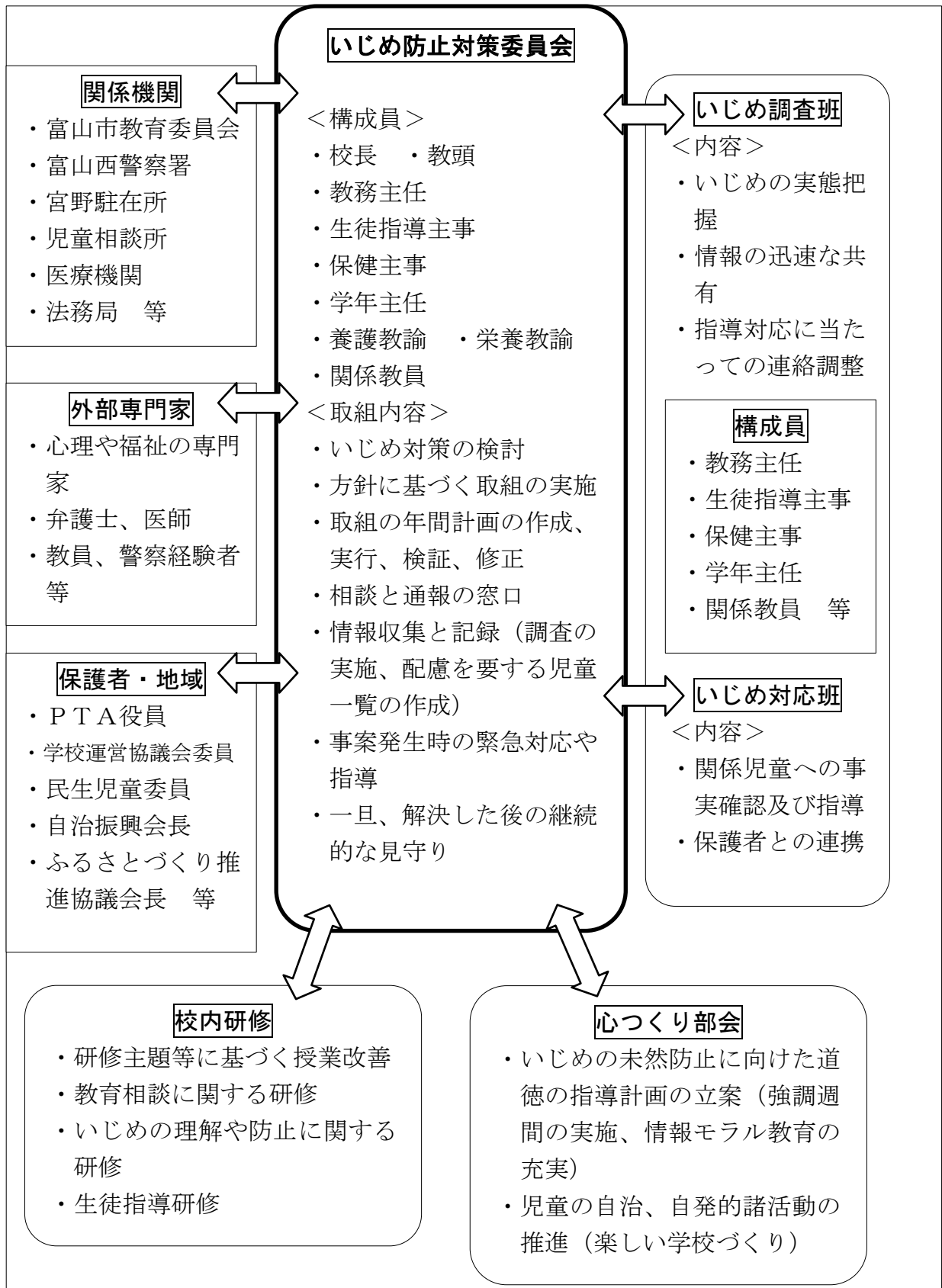


表 1 校内役割分担表

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校長		総 括		
教頭		総 務		
教務主任			対応班	
生徒指導主事		調査班	対応班	
保健主事			対応班	
学年主任		調査班	対応班	
養護教諭			対応班	
スクール カウンセラー			対応班	※必要に応じて要請 する

図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

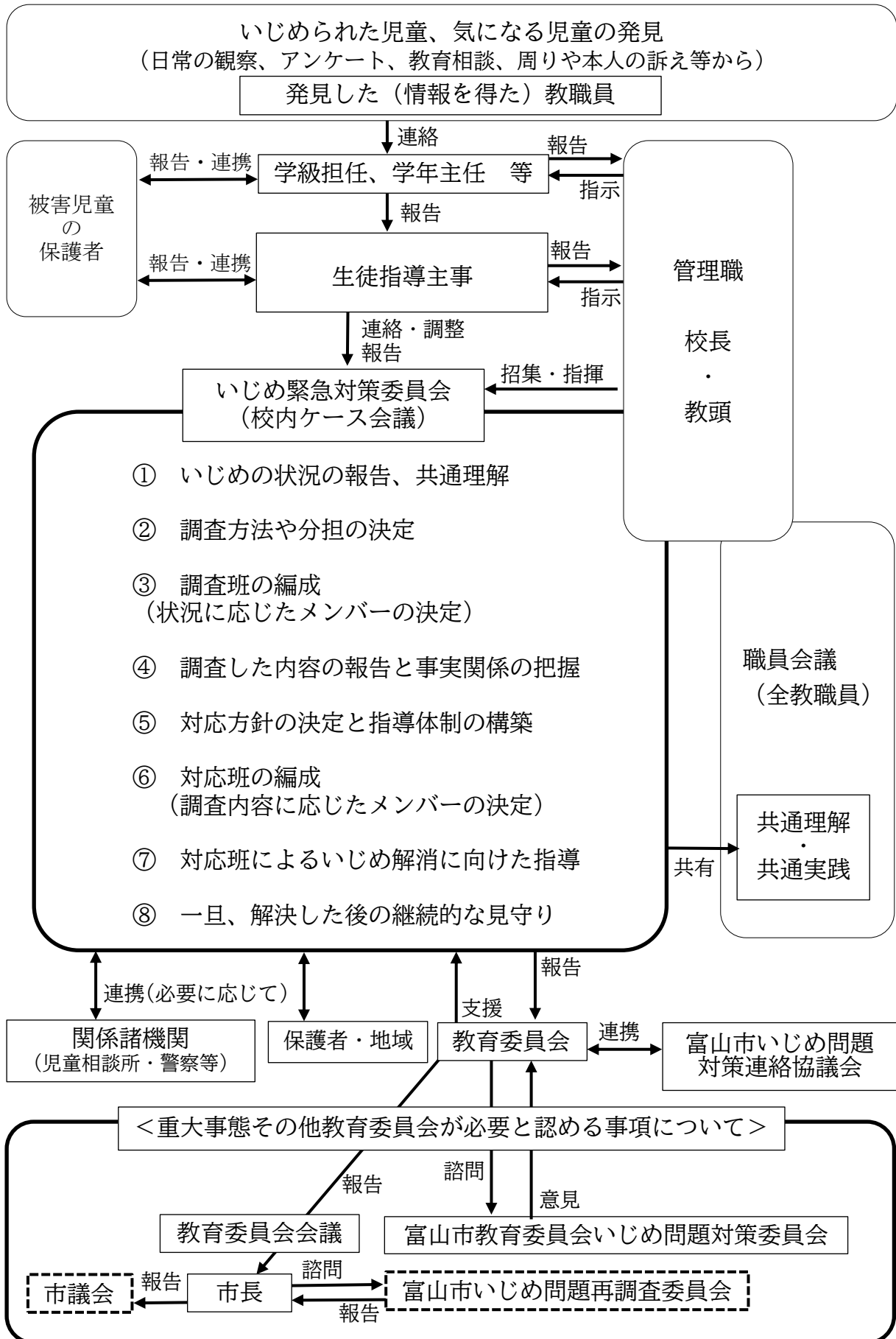


表2 いじめ問題への取組の年間指導計画

月	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見の取組
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 PTA総会、学年懇談会で保護者啓発 いじめ防止対策委員会実施① 指導方針 指導計画等 	<ul style="list-style-type: none"> 異学年活動①(組織づくり、栽培活動、運動会、体力づくり) 学級・学年づくり①(学級、学年目標づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導日誌 保健日誌 児童観察記録 生徒指導記録 スクールサポートター日誌 日常観察情報共有
5			
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に関する職員研修会① 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳、特別活動年間計画に基づく指導 	<ul style="list-style-type: none"> 児童、保護者、教員による学校評価アンケート① 学校生活アンケート①(第2回生徒指導委員会) 教育相談週間①
7			
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会実施② 中間評価 情報共有 方針の修正 		
9			
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に関する職員研修会② 	<ul style="list-style-type: none"> 学級・学年づくり②(宿泊学習等) 学級・学年づくり③(学習発表会等) 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けに気になる児童(第3回生徒指導委員会) 教育相談週間②
11			
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会実施③ 最終評価 情報共有 次年度の方向付け 	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間への取組 	<ul style="list-style-type: none"> 児童、保護者、教員による学校評価アンケート② 学校生活アンケート②(第4回生徒指導委員会) 教育相談週間③
1			
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に関する職員研修会③ 		<ul style="list-style-type: none"> 配慮を要する児童一覧作成(第5回生徒指導委員会) 学校生活アンケート③ 教育相談週間③
3			

事案発生時、緊急時
 いじめ緊急対策委員会(校内ケース会議)の実施

異学年活動②
 縦割清掃(通年 五月～三月)

表 2 いじめ問題への取組の年間指導計画

図3 いじめ・不登校への対応フローチャート

